



## 目次

- 1 はじめに
- 2 基本方針
- 3 施設整備の流れと木造化・木質化のポイント
- 4 木造化への判断基準
  - (1) 構造
  - (2) 内装材
  - (3) 家具等
- 5 木造建物の長寿命化
  - (1) 継承性・持続性の確保
  - (2) 物理的長期耐用性の確保
  - (3) 維持保全性・更新の容易性の確保
  - (4) 可変性の確保
  - (5) その他配慮することが望ましい事項

### 《参考資料》

- (1) 木材の特性
- (2) 木造建物の防火上・構造上の制限
- (3) 参考事例

平成20年7月1日 策定  
平成24年3月1日 改定

※ この冊子は公共施設整備に携わる者の基礎資料として作成したものです。  
※ 一部の図、写真、コメント等は既存の出版物等から発行者の特別のご理解のもと許可を頂き、転載、引用していますので、この冊子の複写や外部への配布等できません。(2008年6月時点)

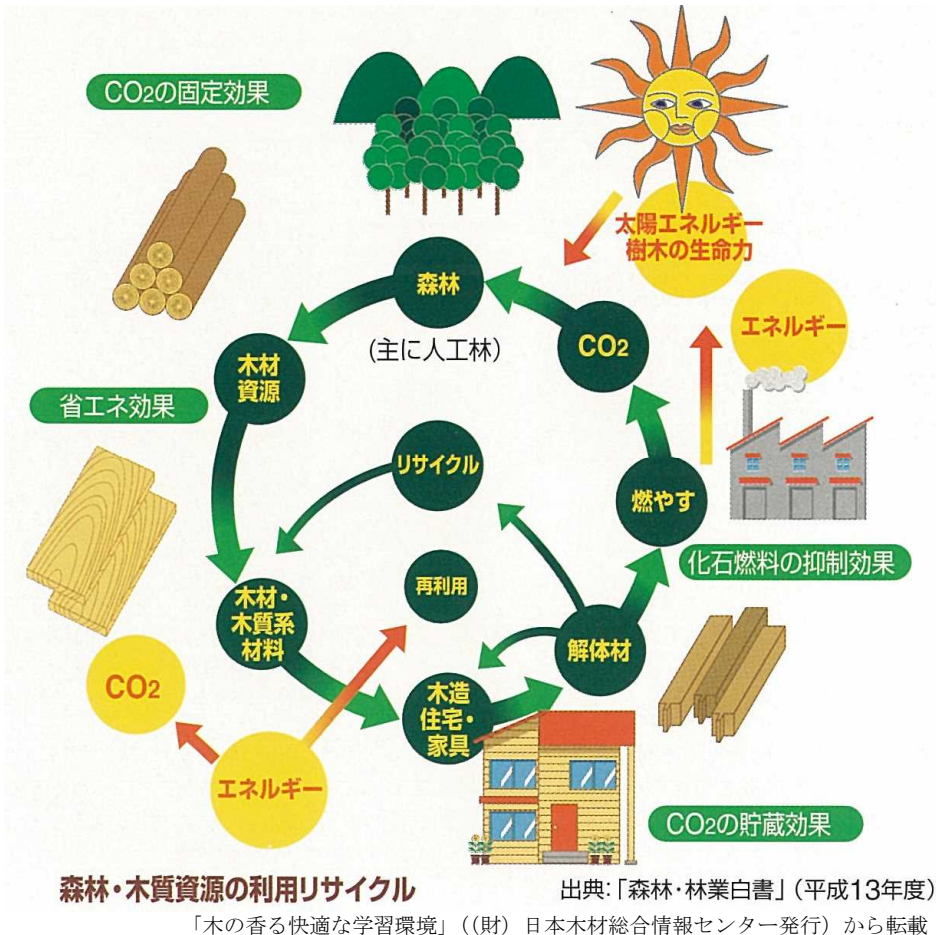
# 1 はじめに

鳥取県には、県土面積の3/4にあたる26万haの森林があり、そのうち、戦後に植林された11万8千haの人工林が生長し伐期を迎えようとしています。

木材は太陽光、二酸化炭素、水で繰り返し生産することが可能な地球環境にやさしい天然資源です。

また、建物に木材を使用することは環境負荷を抑えるとともに炭素をまちなかに蓄えるという理想的な循環系を生み出し、鳥取県の自然環境を守ることにつながります。

## 環境にやさしい木材の循環利用



一方、木材は炭素を固定した材料であるため、燃えるという特徴があり、建築物等に利用する際の課題となります。

このため、建築基準法では、火災から生命・財産を守るため、木材の使用について様々な基準を定めていますが、近年、木造建築物の防火に関する性能の把握や技術革新により、建築基準が合理化され木材の利用範囲に広がりが見られるようになりました。

これらの背景から、公共建築整備においても積極的に木材の使用を推進するとともに、公共建物の公益性を十分に活かし木材の魅力を発信することが必要です。

このプログラムは、鳥取県内の森林で伐採され県内で製材・加工した木材(以下、「鳥取県産材」という。)を県有施設整備において積極的に活用するための具体的な使い方を示し、森林の持つ環境保全機能の確保と木質資源を活かした循環型社会の構築に資することを目的として定めたものです。

## 2 基本方針

鳥取県は、次に掲げる基本方針に基づき、鳥取県産材の活用を基本とした公共建築の整備を推進します。

### 公共建築整備基本方針

- 使用する木材は原則として全て鳥取県産材とします。 ※<sup>1</sup>
- 建物は主要構造部を木造とすることを基本とします。 ※<sup>2</sup>
- 建物の内外装材、家具等に積極的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。
- 木造建物の長寿命化を目指します。

※<sup>1</sup> 「鳥取県産材」とは「鳥取県で育ち、鳥取県で加工した木材」をいいます。  
使用部位、目的から鳥取県産材の調達が困難な場合を除きます。

※<sup>2</sup> 法規制等によりやむを得ない場合を除きます。

### ☆県産材活用推進モデル施設の指定

既設及び今後、新設する県有施設の中から「県産材活用推進モデル施設」を指定し、県産材の魅力と活用方法について情報発信に取り組みます。

- 既設の県有施設の中から、県産材を効果的に活用した施設を選定し、県産材魅力発信コーナーを設けます。
- 新規事業の中から「県産材活用推進モデル施設」を指定し、「建物にとって最適な樹種の選定・調達」、「最適な場所への活用」、「県産材の魅力発信」という観点に立ち、企画・構想段階から樹種選定・調達まで、設計者、施設所管部局、営繕部局、農林部局等の関係職員が協働して整備を推進します。



県営住宅杉の香団地（智頭町）  
木造3階建て準耐火構造の公営住宅